

栄東まちづくり協議会 会議資料（2023年1月）

日時 2023年1月5日（木）18:30～20:00

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

1. 2022年度決算見込みについて
2. 防災事業 防災・防犯講習会について
3. 公園整備・活用事業について
 - (1) 池田公園トイレの維持管理について
 - (2) 池田公園の修景について
4. 2023年度協議会事務局の賃貸契約について

■報告事項

1. 街路灯事業 整備場所の変更について
2. 地域活性化事業 池田公園夏まつりの収支（修正）について

■その他

1. 栄東まちづくり協議会における今後の体制・運営について（意見照会）
2. 次回協議会の日程について：2/2（木）18:30～20:00

* 12月までは実績、1月以降は見込で計算

収入		予算 (A)	決算見込 (B)	差引 (A-B)	増減理由
1 補助金	名古屋市補助金	65,759,859	65,759,859	0	
合 計		65,759,859	65,759,859	0	
支出		予算 (A)	決算見込み (B)	差引 (A-B)	増減理由
1 防犯事業		1,050,000	1,050,000	0	
1 既設置カメラの運営、維持管理		1,050,000	1,050,000	0	
2 防災事業		1,224,000	588,697	635,303	
1 防災訓練の実施		612,000	360,497	251,503	事業内容の見直し
2 防災・防犯講習会の実施		612,000	228,200	383,800	会場費・音響照明委託費用の減
3 環境美化事業		170,000	169,533	467	
1 落書き消し活動		80,845	80,845	0	
2 ゴミ、カラス対策		89,155	88,688	467	
4 街路灯事業		24,375,000	26,908,618	▲ 2,533,618	
1 街路灯の更新		21,231,000	21,230,000	1,000	
2 街路灯の維持管理		3,144,000	5,678,618	▲ 2,534,618	電気料金の増、賠償責任保険の新規加入
5 公園整備事業		2,000,000	2,000,000	0	
1 池田公園トイレ維持管理		1,000,000	1,000,000	0	
2 池田公園の修景		1,000,000	1,000,000	0	
6 道路空間整備検討事業		110,000	0	110,000	
1 違法駐車がされにくく、放置自転車のない、歩いて楽しい道路空間の検討		110,000	0	110,000	未実施
7 多文化共生事業		2,320,000	2,170,000	150,000	
1 相談事業		2,070,000	2,070,000	0	
2 イベントの実施		250,000	100,000	150,000	イベント数の減
8 地域活性化事業		14,346,000	10,327,752	4,018,248	
1 池田公園夏まつり		2,640,000	2,791,572	▲ 151,572	設営外部委託費の増
イルミネーションイベント		1,000,000	763,080	236,920	出演者謝金・事業内容等の見直し
バスケットボール 3 b y3		0	0	0	未実施
2 池田公園イルミネーション		3,920,000	3,360,999	559,001	装飾材料費の減
歩道イルミネーション		3,168,000	2,860,000	308,000	見込みの減
3 公衆無線LAN(Free Wi-Fi)廃止		3,618,000	552,101	3,065,899	設備の撤去から設備の無償譲渡へ変更
9 調査研究事業		1,480,000	500,000	980,000	
1 栄東地区のまちづくりの方向性、施策の調査、検討		1,480,000	500,000	980,000	視察人数の減、まちづくりビジョン検討の未実施
10 広報事業		1,200,000	1,200,000	0	
1 広報紙、ホームページによる情報発信		1,200,000	1,200,000	0	
11 事業調整		89,859	89,859	0	
1 事業等の再構築		89,859	89,859	0	
事業費 計		48,364,859	45,004,459	3,360,400	
1 事務費	事務局人件費、事務所賃料、水道光熱費、備品・消耗品購入費、会計委託費等	17,395,000	16,807,281	587,719	人件費の減
事務費 計		17,395,000	16,807,281	587,719	
事業費・事務費 計		65,759,859	61,811,740	3,948,119	

防災事業 防災・防犯講習会について

1. 10月協議会の審議事項

以下の役割に基づき、経費を支出する。

- ・ 役割：事業予算（612,000 円）の範囲内で会場設営やポスター・チラシ制作等の手配を行う。
- ・ 経費：ポスター・チラシ制作及び配布費用、会場設営・装飾費、音響業務委託費、照明業務委託費、消耗品等必要な資材、コロナ感染予防対策用物品、司会・講師等謝金、実行委員会及び全体会議の会議費 等（過去の実績を参考に想定される経費を記載）

※経費の支出にあたっては地域 3 団体から構成される実行委員会において決定された内容に従い、事業予算の範囲内で支出するものとする。

2. 委員が所属する団体等との契約の承認について

- ・ 栄東まちづくり協議会規約（会議）
第 9 条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。
(1)事業計画及び予算に関すること。
(2)事業報告及び決算に関すること。
(3)事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
(4)規約の改正に関すること。
(5)委員が所属する団体等との契約に関すること。
(6)その他、協議会の運営に関すること。
- ・ 契約の相手方：株式会社豊明堂 代表取締役 近藤洋史
(栄東まちづくり協議会委員／栄東まちづくりの会事務局長)
- ・ 契約内容：名入れ多機能ボールペン 200 本 70,400 円（税込）
- ・ 契約理由：同商品の購入を他者と比較したところ廉価であるため。

<審議事項>参加者配布用景品を株式会社豊明堂に発注してよろしいか。

公園整備・活用事業について

(1) 池田公園トイレの維持管理について

1. 修繕内容（案）

- ・多目的室の扉の鍵交換
- ・男性個室の洗面台の水道の交換
- ・女性個室のガラスの交換
- ・多目的室の便器周辺器具のカバー製作取付
- ・男性個室の小便器センサー交換
- ・トイレ背面の外壁キズ補修
- ・男性個室の床塗装
- ・屋上及び外壁のクリーニング
- ・男性個室入口周辺の段差解消（ブロック撤去） ※「公園の修景」から移動

2. 中土木事務所との協議状況

1月5日に協議を実施し、上記内容を承認いただいた。但し、より具体的な施工方法や工事工程等の検討及び調整が必要なため、引き続き協議を継続することとなった。

＜審議事項＞池田公園トイレの維持管理につき、より内容の精査を行った上で上記の事業を進めてよろしいか。

【参考：11月協議会報告事項（抜粋）】

1. 今年度の修繕対応の状況

（時系列に列挙。下線部は現時点で修繕対応が完了していない項目）

- ① 多目的室の扉の鍵の表示のずれ
- ② 多目的室の分電盤のカバーの紛失
- ③ 多目的室の床塗装の剥がれ
- ④ 多目的室の便器周辺の電源カバーの破損
- ⑤ 男性個室の洗面台の水道の不具合
- ⑥ 女性個室のガラスのひび割れ
- ⑦ 多目的室の便器周辺の器具の破損

2. 今後の方向性

池田公園トイレが安全・清潔に保たれるよう、中土木事務所や関係業者と連携の上、維持管理を行う。

(2) 池田公園の修景について

1. 修景内容（案）

- ・ 2022 年 9 月倒木地点への植樹
- ・ トイレの北側及南側の植栽整備
- ・ トイレ周辺の円形花壇 2 か所への植栽整備
- ・ 車両侵入経路に近接する石製ブロックベンチ 1 台撤去

2. 中土木事務所との協議状況

1 月 5 日に協議を実施し、上記内容を承認いただいた。但し、植栽の樹種等更に詳細の検討及び調整が必要なため、引き続き協議を継続することとなった。

＜審議事項＞池田公園の修景につき、より内容の精査を行った上で上記の事業を進めてよろしいか。

【参考：12 月協議会報告事項（抜粋）】

1. 事業内容（案）（栄東まちづくりの会より報告いただいた内容を基に作成）

- ・ 時期：2023 年 3 月末まで
- ・ 内容：①男性個室入口周辺の段差解消（ブロック撤去）
②トイレ周辺の未舗装箇所の植栽整備及び維持管理
③2022 年 9 月に倒木があった地点の植栽整備
④その他、公園内の設備（樹木 2 本の囲い、既存の照明器具等）の改修

2. 今後の方向性

上記 2 の内容を基に概算費用及び具体的な施工方法等の調査を進め、中土木事務所と協議の上、事業内容を精査する。

2023 年度協議会事務局の賃貸契約について

1. 経緯

2017 年 4 月より賃貸借契約を交わしており、毎月の協議会会議のほか、協議会を構成する地域団体の各種会議でも利用している。

2. 事務費予算

2,435,000 円/年 （事務所賃料以外の経費を含む）

3. 委員が所属する団体等との契約の承認について

・ 栄東まちづくり協議会規約（会議）

第 9 条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。

(5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。

- (6) その他、協議会の運営に関すること。

・ 契約の相手方：加藤哲征 氏

（栄東まちづくり協議会副会長／栄東発展会会長）

・ 契約内容

面 積：77.75 m²

契約期間：2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日（1 年間）

金 額：月額 183,334 円

（内訳：賃料 142,634 円、共益費 40,700 円）

・ 契約理由：

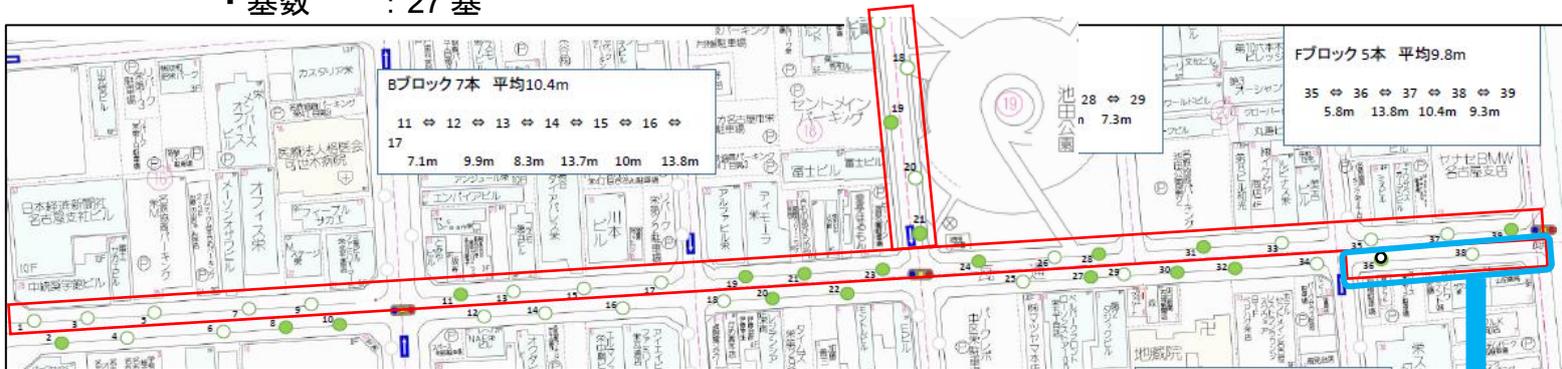
- ① 栄東まちづくり協議会の活動エリアである、栄四丁目、五丁目地域内にある。
- ② 会議室を有しており、近隣の同規模（専有面積）の賃料に比べ低廉である。

＜審議事項＞事務局の賃貸契約を加藤哲征氏と更新してよろしいか。

街路灯事業 整備場所の変更について

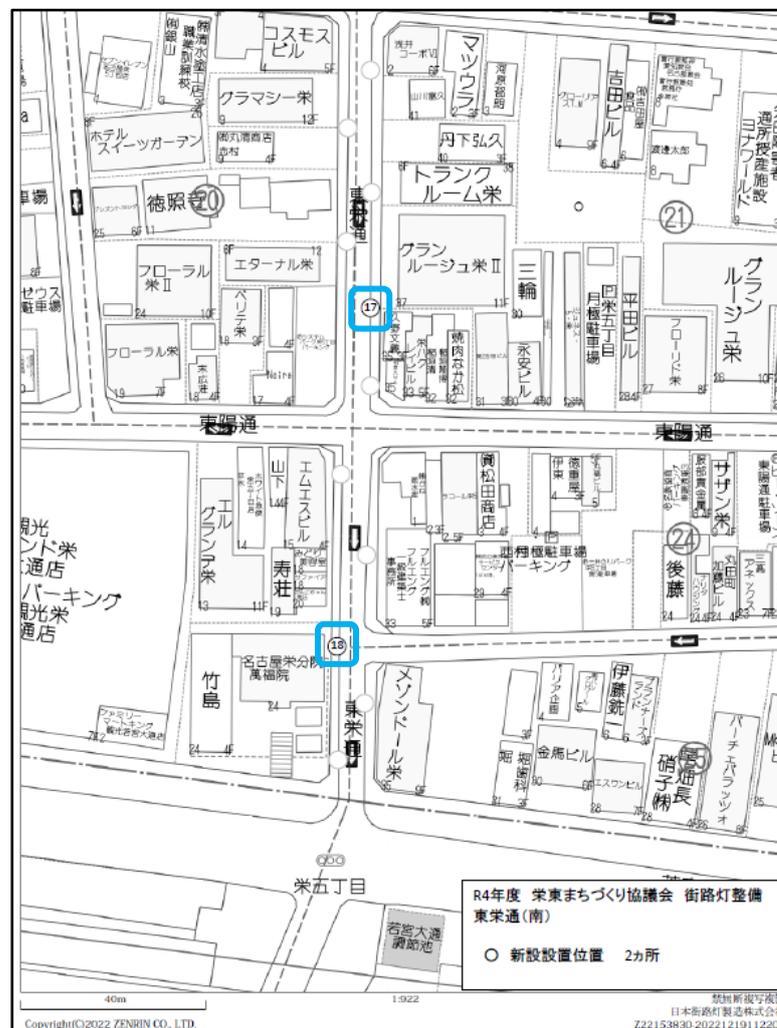
1. 更新計画（9月協議会審議事項）

- ・仕様 : 広告枠なし4丁目モデル
- ・整備場所 : 下記図赤枠部分（●元位置建替＋○新設）
- ・基数 : 27基



2. 整備場所の一部変更

- ・整備場所 : ①瓦通南側に整備予定だった2基を街路灯未設置地区である栄5丁目に設置することに変更する。尚、仕様については、2022年度は栄5丁目の街路灯モデルが確定していない段階であるが、「広告枠なし4丁目モデル（20ルクス）」で整備する。（12月15日栄東発展会定例会にて決定）



②建柱位置案（2018年度作成）では「元位置建替」であったが、契約後の現地確認の結果、「元位置建替」では整備に支障がある地点 1 か所が判明したため、「新設」に変更して整備する。



変更：「⑩」は建柱位置案(2018年度作成)では「元位置建替え」だったが、2018年度以降に駐輪場が設置され障害物があるため、「新設」に変更

地域活性化事業 池田公園夏まつりの収支（修正）について

1. 収支報告の修正について

以下赤字の通り、9月協議会で報告した内容を修正する。

【収支報告】

- ・ 事業予算 : 2,640,000 円
- ・ 最終支出額 : **2,793,128 円**→**2,791,572 円** (▲153,128 円→▲151,572 円)
- ・ 「設営」概算金額超過の理由 :
 - ①夏まつり 1 日目（設営当日）のテント配置変更によるテントウエイトの追加（緊急）
 - ②夏まつり 2 日目の雨天による撤去日 1 日延期に伴う撤去スタッフ再手配に係る経費の発生（緊急）

（内訳）

項目	7月時点概算経費(円)	実績額(円)	備考
ポスター・チラシ	134,200	134,200	A3:200部、A4:3,500部。ポスティングなし
会議費	78,739	78,739	お茶(実行委員会・全体会)、お弁当(全体会)
Tシャツ	157,434	157,434	デザイン、製作 150 枚
音響	198,000	198,000	機材一式、オペレート費用
街路灯バナー	214,500	214,500	70 枚着脱、道路占有/使用許可申請
景品	33,815	33,815	塗り絵 150 個、カラオケ 100 個
消耗品	5,000	5,000	アルコール消毒スプレー・ウェットティッシュ
IDカード	8,000	6,888	150 部。ケース、印刷
保険	24,630	16,920	スタッフ傷害保険、来場者用賠償責任保険
備品・消耗品	55,000	47,318	消毒スタンド用アルコール・乾電池、手洗用水タンク、手洗用洗剤、ゴミ袋、布テープ、トイレトーパー、救急セット、軍手、看板製作用資材、アルコールスプレーボトル・アルコール・じょうご、ラベルシール、ペーパータオル、封筒
出演者謝金	50,000	50,000	女性会、司会者、ステージ出演者
当日運営スタッフ用飲料・弁当等費用	50,800	23,269 21,713	50 名×2 日
設営	1,623,000	1,827,045	設営・撤去：櫓、町内テント 20→24 張・電気工事 レンタル備品・運搬：テントウエイト 112→192 個、小型テント 1 張、検温機付消毒スタンド 3 台、机・クロス 65 台、イス 230 脚、扇風機 10 台
合計	2,633,118	2,793,128 2,791,572	（予算 2,640,000 円に対する差額：▲153,128 ▲151,572

※予算を超えたものについては事業調整費で最終調整する

令和5年1月5日

栄東まちづくり協議会における今後の体制・運営について（意見照会）

1 趣旨

栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」）の運営等に関する行政提案から間もなく2年経ちますが、令和5年度も現行の協議会の体制・運営を維持することについて、各地域団体において意見の取りまとめをお願いするものです。

集約した意見は、2月の協議会で報告し、見直しが必要か協議します。その結果、全ての団体で合意が得られた事項については、必要な対応を進めます。

2 現行の体制・運営

別紙「栄東まちづくり協議会の体制・運営について」のとおり

3 各地域団体をお願いすること

現行の協議会の体制・運営について、地域団体ごとに意見を集約し、以下の回答欄にご記入のうえ、令和5年1月23日（月）までに事務局へご提出ください。

4 今後のスケジュール（想定）

1月協議会（今回）	現行の体制・運営を説明、地域団体の意見集約を依頼
～1月23日（月）	地域団体ごとに意見集約、事務局に回答
2月協議会	集約意見の報告、協議
3月以降の協議会	全ての地域団体で合意が得られた事項への対応

【回答欄】

意見等

項目	番号
協議会と地域団体の役割分担の見直し	1
協議会の地域委員の人数変更（委員会：5名→定例会： <u>7名</u> ） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> まち会2名+ビル協会2名+発展会2名+設置町内会1名 </div>	2
地域役員の任期は2年、ただし会長・副会長は再選不可	2
中区区政部長を協議会の行政委員に追加（副会長充て職）	3
事務局長は中区企画経理室長を充てる	3
事務局長を除く事務局職員の増員	3、5
意思決定の仕組みを整理	4

【項目1】役割分担

決める

協議会

要望を受けて、予算・事業計画等を決める。

事務局

予算を管理する
実施事業を支援する

実施事業

- 協議会と地域団体との共催事業
(例：夏祭り、イルミネーション等)
- 協議会の主催事業
(街路灯、公園整備事業等)

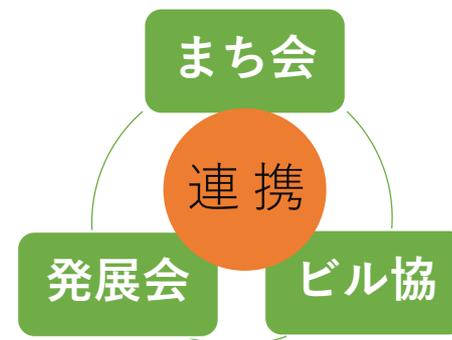
要望等

連携

考える・実行する

地域団体

各団体の代表者が、各々の会の課題や意見等を集約し、協議会の場で要望等を行う。



協議会と地域団体との共催事業
(夏祭り、イルミネーション等)

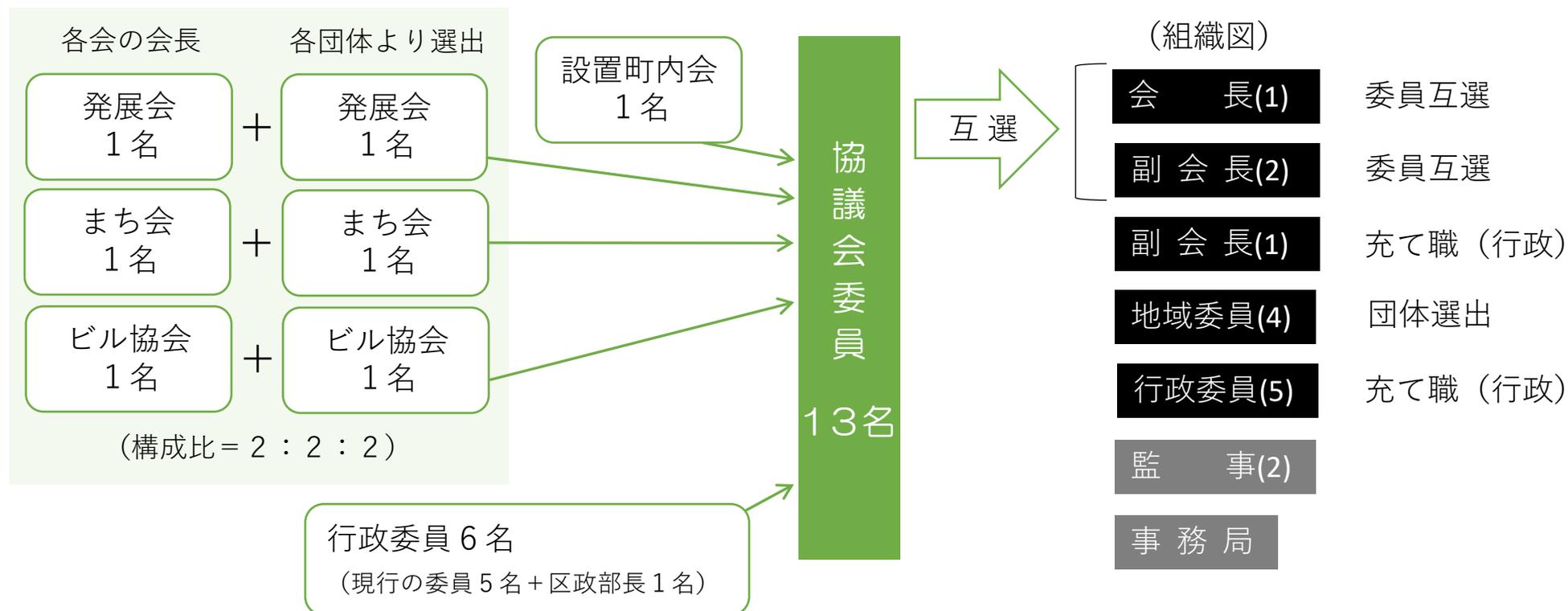
企画・運営等

協議会の主催事業
(街路灯、公園整備等)

実施事業者支援、構想・整備計画検討等

【項目2】 協議会委員構成

- 協議会の総会と委員会の二階建構造を見直すとともに、部会制度を廃止し協議会運営を簡素化する。
- 委員構成は、以下のとおり、各団体から代表者を出すものとする。



※各団体会長は協議会委員の充て職とする。

※協議会委員となる者は、他の団体からの委員選出は不可とする。

※会長・副会長の任期は2年。
同じ職の再任はできない。

【項目3】 組織・事務局体制

令和2年度以前

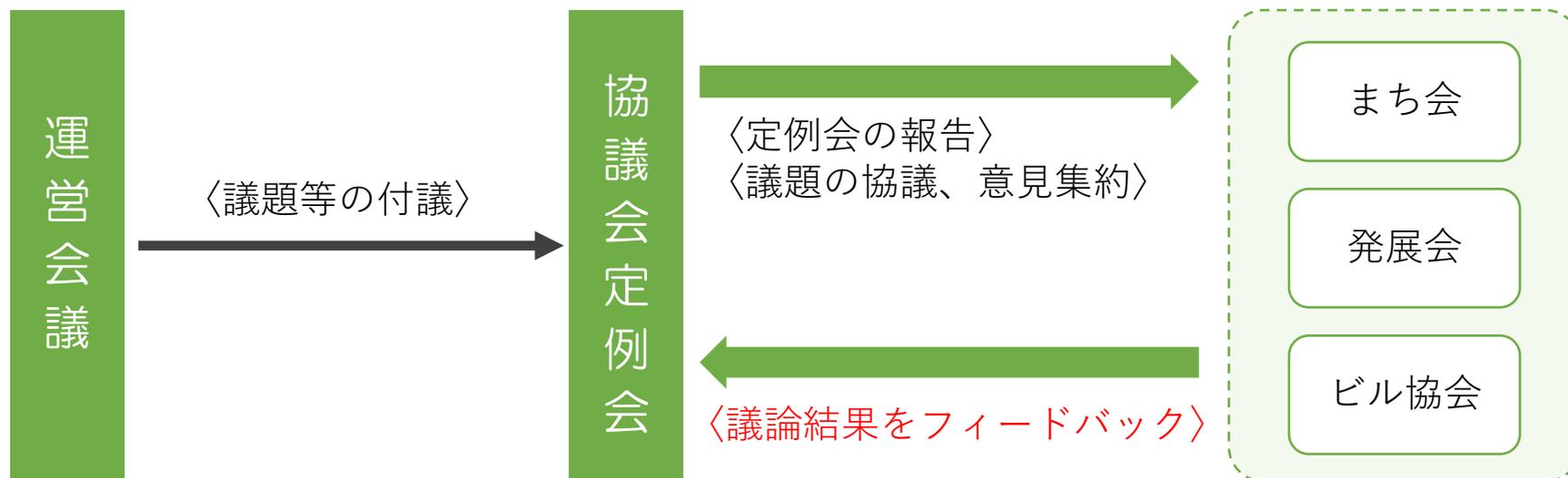
令和3年度から令和5年度

協議会会長	→ 委員互選
副会長①	→ 委員互選
副会長②	→ 地域力推進室長 (充職)
委員	→ 地域・団体代表 + 行政(4名)
監事	→ 地域代表 + 企画経理室長
事務局 (2名)	
事務局長	→ 事務局採用 (R3.3.31まで)
事務局職員	→ 事務局採用 (R4.3.31まで)

協議会会長	→ 委員互選
副会長①②	→ 委員互選
副会長③	→ 区政部長 (充職)
委員	→ 地域・団体代表 + 行政 (5名※) ※中区地域力推進室、地域振興課、総合調整室 都心まちづくり課、中土木事務所
監事	→ 地域代表 + 総務課長 (充職)
事務局 (4名)	
事務局長	→ 企画経理室長 (充職)
事務局職員①	→ 事務局採用 (R4.4.1採用)
事務局職員②	→ 事務局採用 (R4.9.1採用)
事務局職員③	→ 事務局採用 (R5採用予定)

【項目4】意思決定の仕組み

(協議会の数日前に開催)



- 当日の進行確認
- 議題整理
- 正副会長、事務局意見交換 等

- 地域課題事項の検討、確認
- 議題（審議→決定）、報告事項 等

- 地域課題事項の解決策等の議論
- 協議会情報の共有 等

< 運営会議の構成員 >

会長 + 副会長3名 + 事務局

※中区地域力推進室長、地域振興課長、総合調整室長はオブザーバーで参加

※必要に応じて関係者を招集

【項目5】事務局規程の改正

○令和2年度までの規定（第4条）

< 職員の責務 >

- ・ 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局長の事務を統括する。
- ・ 事務職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。



○令和3年度に追加した規定（第5条）

< 職員の服務 >

- ・ 事務局職員は、協議会の職務に専念すること。ただし、勤務時間以外
の他職の兼業は妨げない。
- ・ 事務局職員は、名古屋市中区栄四丁目・五丁目に関連する他の団体の
役員・会員等の職を兼ねてはならない。